

設 計 書

予算項目	【水道事業会計】 固定資産取得費 【下水道事業会計】 固定資産取得費
物品番号	第 3 号

課 長	参 事	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和8年5月13日	履行期間	から
	自由閲覧機器購入				令和8年9月30日
	秋田市上下水道局(川尻みよし町14番8号)			契約者	
設計金額	金	円也			
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額 (円)		上下水道管路情報自由閲覧システム機器の賃貸借期間が令和8年8月31日に終了することから、新しい機器を購入するものです。	
	購入価格			
	消費税等相当額	10%		
	購入費合計			
			【給排水課】	
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

業 務 内 容 内 訳 書

名 称	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
【自由閲覧機器】	デスクトップPC	台	1			明細書第1号
	液晶ディスプレイ	台	1			明細書第2号
	課金装置	台	1			明細書第3号
	レシートプリンタ	台	1			明細書第4号
	カラープリンタ	台	1			明細書第5号
	設置作業	式	1			明細書第6号
購入価格						
消費税等相当額						
購入費合計						

名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
自由閲覧機器設置作業費		式	1			
小計		式				

令和8年度
自由閲覧機器購入
特記仕様書

秋田市上下水道局

自由閲覧機器購入特記仕様書

1 目的

本特記仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が管理する上下水道統合型管路情報管理システム内に構築されている自由閲覧および課金処理（以下「自由閲覧等」という。）の運用において、常に良好なる状態で使用者が機器を使用できることを目的とし、甲が納入業者（以下「乙」という。）との間で、自由閲覧等で使用する機器の納入設置等について、必要事項を定めるものである。

2 機器の納入設置および仕様

(1) 機器仕様

別紙「自由閲覧関連機器一覧」のとおり

(2) 物件の引渡し日時

令和8年9月30日（水）まで

(3) 納入場所

秋田市上下水道局給排水課内の指定する場所

秋田市川尻みよし町14番8号 川尻庁舎1階

(4) 納入および調整日程

別途、秋田市上下水道局給排水課の担当監督員と協議の上、定める日程とする。

(5) 納入手順等

納入手順等は以下のとおりとする。

ア 機器の事前設定・確認

(ア) 周辺装置の装着について確認を行うこと。

(イ) 機器の組立て等の作業を行うこと。

(ウ) 自由閲覧関連機器一覧（別紙）によるソフトウェアをインストールし、動作の確認を行うこと。

(エ) 必要なドライバ等をインストールし、動作確認を行うこと。

(オ) 課金処理に伴う機器が正常に作動するかをテストし、機能の確認を行うこと。

イ 機器の納入・設置

(ア) 納入日までに(6)アの作業を終了し、使用可能にした状態で、監督員が指示する場所に機器を搬入し、設置、結線および調整等を行うこと。

(イ) 機器の設置にあたっては、原則として平日（月曜日～金曜日）の甲の業務時間（8時30分～17時15分）を基準とし、前記以外の時

間帯（平日の17時15分以降、土曜日、日曜日および法律で定める祝日）において作業が必要な場合は、監督員と協議すること。

ウ 納入における注意事項

(ア) 設定および調整作業と、これらの作業に伴って使用する消耗品等に要する費用は、乙の負担とする。

(イ) 機器の納入に係る、段ボール等の廃棄物の処理は、乙の負担で実施すること。

エ 諸費用

上記ア～ウに要する諸費用については、乙の負担とする。

3 検査

設置完了後、速やかに納入検査を行う。この納入検査において、合格と認められないときは、監督員の指定する期日までに物品の取り替えなどを行うこと。

4 保証

保証期間は令和8年10月1日（木）～令和13年9月30日（月）の5年間とし、故障が発生したときは迅速に修理・調整を行うこと。

5 その他

(1) 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(2) 当該機器に関し、アフターサービス又はメンテナンスにおける体制が整備されていること。

(3) ハードウェア、ソフトウェアの操作等について、不明点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。

(4) 自由閲覧等の開発業者と連携し、正常に機器が作動するように調整すること。また、障害発生時等の責任範囲を明確にし、甲に報告すること。

自由閲覧関連機器一覧（別紙）

1. デスクトップPC

番号	品名/仕様/分類/条件 等	
(1)	本体（内蔵機器、ソフト等含む）	
①	躯体タイプ	省スペースタイプ
②	対応OS	Windows11
③	インストールOS	Windows11Pro 64Bit
④	CPU	インテルCore i5-14500プロセッサ同等以上
⑤	メモリ	8GB 同等以上
⑥	SSD	256GB 同等以上
⑦	表示能力	1920×1080 同等以上
⑧	LAN	1000BASE-T
⑨	インターフェース	HDMIまたはDisplayPort、シリアル、USB、LAN
⑩	ソフトウェア	表計算ソフト
⑪	保証期間	5年間（部品交換、故障対応含む）
(2)	付属品（入力機器等）	
①	マウス	光学式マウスまたはレーザーマウス
②	キーボード	日本語キーボード

※稼働に必要な各種ケーブルを含む
 ※稼働に必要なドライバを含む
 ※設置調整作業、インストール作業含む
 ※課金装置との接続にELECOM UC-SGT2 USBtoSerial変換ケーブルを使用する場合は、⑨のシリアルは不要とする。
 ※⑩の表計算ソフトについては、Excel2024のライセンスとして使用できるものとする。

2. 液晶ディスプレイ

番号	品名/仕様/分類/条件 等	
(1)	画面サイズ	21.5インチFHDカラーモニタ 同等以上
(2)	最大解像度	1920×1080 同等以上
(3)	表示色	1677万色 同等以上
(4)	映像入力	HDMIまたはDisplayPort
(5)	映像入力ケーブル	
(6)	対応OS	Windows11
(7)	保証期間	5年間（部品交換、故障対応含む）

※稼働に必要な各種ケーブルを含む
 ※稼働に必要なドライバを含む
 ※設置調整作業含む

3. 課金装置（コインラック）

番号	品名/仕様/分類/条件 等	
(1)	リコー コインラック	ADタイプ501
(2)	RS-232C環境対応ケーブル	3m
(3)	リコー対応プリント課金システム（インストール費用含む）	
(4)	保証期間	5年間（部品交換、故障対応含む）

※稼働に必要な各種ケーブルを含む
 ※設置調整作業含む
 ※同等品による参加は不可

4. レシートプリンタ

番号	品名/仕様/分類/条件 等	
(1)	EPSON TM-T88VII	サーマルレシートプリンタ
(2)	USB2.0ケーブル	
(3)	TRP080-80H	サーマルレシート ロール紙(3巻)
(4)	保証期間	5年間（部品交換、故障対応含む）

※稼働に必要な各種ケーブルを含む
 ※設置調整作業含む
 ※同等品による参加は不可

5. カラープリンタ

番号	品名/仕様/分類/条件 等	
(1)	RICOH P C6010 A3カラープリンタ	
(2)	550枚増設トレイ C6000	
(3)	LP アンシンP CSK SP 5年保守※定期交換部品含む	
(4)	定期点検パック 5年保守	

※稼働に必要な各種ケーブルを含む
 ※設置調整作業含む
 ※同等品による参加は不可

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。